

2011年3月1日

(最終改定 2011年3月8日)

EditNet 株式会社

会社は、EditNet 株式会社 EditNet IP ルーティングサービス提供約款第 102 条に基づき、ダイヤルアップ型 IP ルーティングサービス (WiMAX 利用型接続) に関する細則を定めます。

## 1 適用の範囲

この細則は、ダイヤルアップ型 IP ルーティングサービス (WiMAX 利用型接続に限ります。以下、単に「WiMAX 利用型接続」といいます。) の提供について定めます。なお、会社が提供する他の IP ルーティングサービスと一括して料金を請求している契約者については、料金の請求および支払い等について、提供約款の規定に優先して本細則が適用されます。

## 2 料金の支払方法の制限

WiMAX 利用型接続については、会社が特に認めた場合を除き、料金の支払方法をクレジットカードとしていただきます。

## 3 利用申し込みの方法

WiMAX 利用型接続については、次の方法により加入申し込みを受け付けます。

- ・ オンライン・サインアップ等の会社が認める方法により加入の申し込みを行い、会社がそれを承諾したときは、サービスの利用開始に必要となる「アクティベーションコード」を発行します。契約者は、ネットワークへの接続を予定している端末装置 (WiMAX 通信アダプタ、WiMAX ルータなど) を使用し、発行されたアクティベーションコードを UQ コミュニケーションズ株式会社および京セラコミュニケーションシステム株式会社が設置する web サイトにアクセスのうえ、自らアクティベーションコードを入力して利用開始の手続きを行ってください。
- ・ 利用開始手続きが完了する前のアクティベーションコードは、他人に知られないよう注意してください。契約者の不注意によりアクティベーションコードを他人に不正使用された場合、契約者がその責任を負うものとします。
- ・ 利用料金は、契約者がアクティベーションを行ったときから発生します。

## 4 端末の指定

WiMAX 利用型接続については、接続に使用する端末を 1 台指定していただきます。その細目は以下のとおりです。

- ・ 利用開始手続きの際は、いずれの事業者に対しても接続の請求がされていない端末装置 (解約により利用を中止した端末装置を含みます。) が必要となります。前項の利用開始手続きを行ったときに使用した端末装置が、接続に使用する端末に指定されたこととなります。
- ・ 端末装置によっては、会社のサービスに適合しないことがあります。
- ・ 端末装置の一部は、特定の事業者のサービスに限って接続できるようにされていることがありますので、注意してください。
- ・ 前 2 項により使用できない端末装置でアクティベーションを行った場合でも、アクティベーションに成功

した場合は、実際の利用の可否を問わず所定の利用料金がかかります。

- ・ 接続に使用する端末装置は変更できません。紛失、故障等による場合でも、解約および新規契約が必要となりますので、十分注意してください。

## 5 サービスエリア

サービスエリアは、原則として UQ コミュニケーションズ株式会社が提供する WiMAX サービス（ローミングにより提供されるエリアを除きます。）に準ずるものとします。

## 6 機器の検査等

- ・ WiMAX 利用型接続に利用される端末設備（無線機器）は、機器が法令に定める技術基準等を満たさないと認められる場合などにおいて、電波法等の法令に基づき、UQ コミュニケーションズ株式会社による検査を求められることがあります。
- ・ WiMAX 利用型接続に利用される端末設備（無線機器）について、電波法に基づき、免許人である UQ コミュニケーションズ株式会社が総務大臣から電波発射の停止を命じられたときは、契約者は、端末設備の使用を停止して、法令に適合するよう修理等を行う必要があります。

## 7 解約

WiMAX 利用型接続については、解約について以下の特則を定めます。

- ・ 解約は会社が指定する web サイトまたは書面で 14 日前までに予告することにより、いつでも行うことができます。（ただし、迷惑行為等により会社が強制解約を行う場合は、この限りではありません。）
- ・ 第 4 項により指定された端末装置は、会社のサービスの解約が行われるまでの間、他の事業者のサービスに接続することができません。
- ・ MNO および MVNE のサービス仕様により、解約日の当日は、翌日の午前 0 時以前にサービスの提供が停止されることがあります。